

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和3年9月10日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和3年度第6回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和3年9月10日（金）午後3時00分から午後4時 分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議 事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (4) 議案第4号 農地中間管理機構事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (5) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届（市街化区域）について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

(2) 欠席委員（0人）

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（0人）

(2) 欠席委員（9人）

1番 岩下久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

4 農業委員会事務局職員

事務局長 山川 和徳

事務局職員 荒木 博光

事務居職員 村上 学

農地集積専門員 高山 勇

令和3年度第6回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしている
いただきますようお願いいたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名でございますので、菊陽町
農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご
報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

- ◎会 長（案） <あいさつ>
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく
農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

- 事務局 ありがとうございます。
- 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長とな
り、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

- ◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定
に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事
録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいで
しょうか。

（賛同の声）

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に1番 鈴木委員、2番 上田委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の村上参事を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

- 事務局 農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字久保1892番

地目：田

面積：1,775㎡

申請理由については、夫婦間贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を9月1日（水）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P4をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、これまでどおり夫婦ともに耕作されるとのことであり、今後も麦大豆を主に作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人世帯の経営規模につきましては、菊陽町内に自作地7,290㎡を耕作されており、下限面積の条件を満たしております。（熊本市にも農地を有する）（下限面積50a）
現地調査の際には、農機具の確認も併せて実施しており、トラクターや管理機も所有しておりました。

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番委員

議案第1号の番号1について、1番委員が説明します。

今回の申請内容は夫から奥さんへの贈与です。夫婦共に耕作されており、これからも引き続き耕作されるとのことです。現地もしっかりと管理されており特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

◆9番委員

経営面積の考え方はどのようになっていますか？

■事務局

経営面積は世帯で考えることになります。

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第1号 番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書 3 ページの議案第 2 号 番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：曲手字八反田 3 0 4 番 1 外 4 筆

地 目：畑

転用面積：計 3, 8 2 5 m²

転用目的は、建築条件付き売買予定地です。

この議案につきましては、現地調査を 9 月 1 日（水）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 5 ～ P 8 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第 1 種農地と判断しました。

（1 0 ha 以上の広がりがある一団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に 1 0 h a 以上の広がりのある第 1 種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 1 番委員

議案第 2 号の番号 1 について、1 番委員が説明します。

この農地は集落内開発地域に属する農地で、1 3 区画を分譲する案件です。申請地の西側および東側は 6 月の農業委員会で既に審議した農地で、住宅が建つ予定の土地です。今回の転用で申請地一帯が住宅地になりますので他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

■事務局

1 番推進委員から、雨水排水に関する浸透柵等の設置計画についてのお尋ね
がありますので、ご連絡します。雨水排水に関する技術的な点について
開発許可の方面で審議されています。
周辺農地への影響等について、農業委員会で意見を述べられますので、ご審
議のほどをよろしくお願いします。

他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」とし
て意見決定とします。

次に、議案第 2 号 番号 2 を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第 2 号 番号 2 について説明します。
議案書は 3 ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：津久礼字中屋敷 6 4 1 番 5 他 2 筆
地 目：田
合計転用面積：5 0 9 ㎡
転用目的は駐車場です。
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましては、現地調査を 9 月 1 日（水）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 9 ～ P
1 2 をご覧ください。
なお、ご覧のとおり申請地の一部、無許可で工作物が建っておりますので
始末書が添付されております。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明し
ます。

1 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

(10ha以上の広がりがある一団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

申請内容は、申請地北側の宅地を■■■■が社宅として購入することに伴い、当該地を従業員の駐車場として整備する計画です。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆3番委員

議案第2号の番号2について、3番委員が説明します。

今回の申請は、事務局からの説明のとおり、■■■■が社員用の駐車場として整備する計画です。建物等が建つことはなく今回の転用で駐車場が整備されても、他に影響はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆6番委員

建物建設目的でも転用許可が得られるのですか？

■事務局

集落に必要なものでなければ転用不可となることがあります。

他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号 番号3を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第2号 番号3について説明します。
議案書は同じく3ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字村西384番7
地目：畑
転用面積：400㎡
転用目的は、駐車場及び農業用資材置き場です。

この議案につきましても、同じく現地調査を9月1日（水）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP13～P16をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。
（10ha以上の広がりがある一団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、農業用施設の転用ですので、不許可の例外と判断しております。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 4 番委員

議案第 2 号の番号 3 について、4 番委員が説明します。

今回の申請は、申請地北側にある農業用施設の拡張に伴うものです。従業員の駐車場および農業用資材置き場としての転用です。建物は建てられませんので、南側や西側の農地への影響はないと思われます。なお、南側には農地が残りますが、家族所有の農地であり、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎ 議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第 2 号の番号 3 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 3 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号 番号 4 を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■ 事務局

議案第 2 号 番号 4 について説明します。

議案書は同じく 3 ページです。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字村西 3 8 4 番 6

地 目：畑

転用面積：4 2 5 m²

転用目的は、個人住宅です。

この議案につきましても、同じく現地調査を 9 月 1 日（水）に実施してします。

詳細につきましても、お手元に配布してします「現地調査写真」の P 1 7 ～ P 2 0 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第 1 種農地と判断します。

(10ha以上の広がりがある一団の農地) ※第2号議案の番号3と同じ

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員 議案第2号の番号4について、4番委員が説明します。
本申請は、前の番号3の案件と同じ場所で、申請地所有者の孫が個人住宅を建築するものです。申請地南側には農地が残りますが、家族所有の農地であり、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。
議案第2号の番号4の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号4は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号 番号5を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案第2号 番号5について説明します。
議案書は同じく3ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：沖野2丁目5758番3
地目：畑
転用面積：200㎡
転用目的は、店舗です。

この議案につきましても、同じく現地調査を9月1日（水）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP21～P24をご覧ください。

なお、ご覧のとおり申請地は既に農地でなく、無許可で工作物が建っておりますので始末書が添付されております。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

（水管、下水管等が埋設されている沿道にあり、おおむね500m以内に2以上の公共施設等が存する農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は水管、下水管等が埋設されている沿道にあり、おおむね500m以内に2以上の公共施設等が存する農地で第3種農地であり、原則許可です。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員である私から補足説明をいたします。

◆5番委員

議案第2号の番号5について、5番委員が説明します。

本申請は、事務局からの説明のとおり、周辺には菊陽西小学校や元気保育園といった公共施設があり、周辺は宅地に囲まれた農地です。周辺には農地はなく転用しても何ら問題はないものと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

◆ 9 番委員 店舗での取扱商品はどのようなものになりますか？

■ 事務局 野菜や関連会社の加工品、卵等を販売します。

◆ 6 番委員 ■■■■■■■■■■は町内の事業者ですか？

■ 事務局 町内の生産法人です。

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 5 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 5 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■ 事務局 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和 3 年 8 月 31 日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書の P 4 から P 9 をご覧ください。

今月は、

1 の利用権設定が 21 件、59 筆で合計 38,186㎡

2 の所有権移転が 2 件、4 筆で合計 6,489㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件

を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？
－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の1の利用権設定および2の所有権移転については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和3年8月31日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。
議案書のP10からP11をご覧ください。
議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は2件の5筆で合計面積7,687㎡です。
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？
－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書の12ページをお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後4時3分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年9月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人